

通所介護・介護予防相当サービス通所介護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	プラウドライフ株式会社
主たる事務所の所在地	〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目2番地4川崎砂子ビルディング8階
代表者（職名・氏名）	代表取締役 峰山 正樹
設立年月日	2006年7月3日
電話番号	044-589-2713

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービス縁じょい前橋	
サービスの種類	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒371-0831 群馬県前橋市小相木町483番地1	
電話番号	027-226-5880	
指定年月日・事業所番号	2016年2月1日指定	1070106461
実施単位・利用定員	1単位	定員30人
通常の事業の実施地域	前橋市、高崎市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	プラウドライフ株式会社（以下、「運営法人」という。）が開設するデイサービス縁じょい前橋（以下、「事業所」という。）が行う通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービス（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において排せつ、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下、「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。
運営の方針	事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、

	機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
--	--

4. 提供するサービスの内容

通所介護（又は介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（1月1日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分まで
サービス 提供時間	午前9時30分から午後4時45分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 2人、非常勤 0人
介護職員	常勤 4人、非常勤 5人
看護職員	常勤 1人、非常勤 2人
機能訓練指導員	常勤 1人、非常勤 2人

7. サービス提供の担当者

利用者へのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 秋谷 知 花岡 浩一
管理責任者の氏名	管 理 者 秋谷 知

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本単位」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、基本単位に10.14（※1）を乗じた金額（利用料）の原則1割の額（一定以上の所得を超えた方は2割又は3割の額）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（※1）地域によって物価や人件費等が異なるため地域区分が設定されておりますが、前橋市は7級地に該当しており、基本単位に10.14乗じた金額が利用料となります。

（1）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

所要時間 （1回あたり）	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本単位 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照
7時間以上 8時間未満	要介護1	658単位	1割：668円 2割：1,335円 3割：2,002円
	要介護2	777単位	1割：788円 2割：1,576円 3割：2,364円
	要介護3	900単位	1割：913円 2割：1,826円 3割：2,738円
	要介護4	1,023単位	1割：1,038円 2割：2,075円 3割：3,112円
	要介護5	1,148単位	1割：1,164円 2割：2,328円 3割：3,492円

（2）介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス費】

利用者の 要介護度	介護予防通所介護相当サービス費（1月につき）	
	基本単位 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照
要支援1 事業対象者	1,798単位/月	1割：1,824円 2割：3,647円 3割：5,470円
要支援2 事業対象者	3,621単位/月	1割：3,672円 2割：7,344円 3割：11,015円

（注1）上記の基本単位は、前橋市が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら基本単位も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位を書面でお知らせします。

注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】（前橋 10.14）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本単位	利用者負担額 1割 2割 3割		
延長加算	所要時間が9時間以上10時間未満の場合	5 0 単位	51円	102円	153円
	所要時間が10時間以上11時間未満の場合	1 0 0 単位	102円	203円	305円
	所要時間が11時間以上12時間未満の場合	1 5 0 単位	153円	305円	457円
	所要時間が11時間以上12時間未満の場合	2 0 0 単位	203円	406円	609円
	所要時間が11時間以上12時間未満の場合	2 5 0 単位	254円	507円	761円
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を実施した場合 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行う（１日につき）	4 0 単位	1 割： 4 1 円 2 割： 8 1 円 3 割： 1 2 2 円		
入浴介助加算Ⅱ	・ 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員等又は利用者の動作および浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が、利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価する。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。ただし、医師等による利用者の居宅へ訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えない。 ・ 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。 ・ 上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅浴室状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行う（１日につき）	5 5 単位	1 割： 5 6 円 2 割： 1 1 2 円 3 割： 1 6 8 円		
個別機能訓練加算Ⅰ	イ 身体機能及び生活機能の向上を図る訓練	5 6 単位	1 割： 5 7 円		

	プロセスを実施した場合 専従の機能訓練指導員を1名以上配置 (配置時間に定めなし)		2割：114円 3割：171円
	身体機能及び生活機能の向上を図る訓練 □ プロセスを実施した場合 専従の機能訓練指導員を2名以上配置 (配置時間の定めなし)	76単位	1割：77円 2割：154円 3割：231円
個別機能訓練加算Ⅱ	上記、加算Ⅰの算定要件に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出しフィードバックを受けている場合(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)	20単位	1割：21円 2割：41円 3割：61円
栄養改善加算	管理栄養士を1名以上配置し、他職種共同にて栄養ケア計画を作成することにより算定 (3月以内の期間に限り1月に2回を限度)	200単位	1割：203円 2割：406円 3割：609円
栄養アセスメント 加算	・当該事業所の従業者、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置している場合 ・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又は家族に対して結果を説明し、必要に応じ相談等に対応する場合 ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)	50単位	1割：51円 2割：102円 3割：153円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、利用者を担当する介護支援専門員に情報提供している場合(*栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)	20単位	1割：21円 2割：41円 3割：61円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、利用者を担当する介護支援専門員に情報提供している場合(上記*のほか加算を算定しており、加算Ⅰを算定できない場合にのみ算定可能)	5単位	1割：5円 2割：10円 3割：15円
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能状態の改善を目的に他職種共同にて口腔機能改善管理計画を策定し、それを基に歯科衛生士等がサービスを提供した場合 (月2回まで)	150単位	1割：153円 2割：305円 3割：457円
口腔機能向上加算Ⅱ	上記、加算Ⅰの取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって当該情報、その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)	160単位	1割：163円 2割：325円 3割：487円

	クの活用)		
科学的介護推進体制 加算	・利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況他、心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	４０単位	１割： ４１円 ２割： ８１円 ３割： １２２円
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症を判断されたご利用者に対して、個別の担当者を定めることにより算定	要介護者１日 ６０単位	１割： ６１円 ２割： １２２円 ３割： １８３円
		要支援者 事業対象者 ２４０単位/月	１割： ２４４円 ２割： ４８７円 ３割： ７３０円
サービス提供体制 強化加算※	Ⅰ 介護職員のうち介護福祉士の割合が ７０％以上、または、勤続１０年以上の 介護福祉士の割合が２５％以上のいづ れかに該当する場合	要介護者 ２２単位/回	１割： ２３円 ２割： ４５円 ３割： ６７円
		要支援１ 事業対象者 ８８単位/月	１割： ９０円 ２割： １７９円 ３割： ２６８円
		要支援２ 事業対象者 １７６単位/月	１割： １７９円 ２割： ３５７円 ３割： ５３６円
	Ⅱ 介護職員のうち介護福祉士の割合が ５０％以上	要介護者 １８単位/回	１割： １９円 ２割： ３７円 ３割： ５５円
		要支援１ 事業対象者 ７２単位/月	１割： ７３円 ２割： １４６円 ３割： ２１９円
		要支援２ 事業対象者 １４４単位/月	１割： １４６円 ２割： ２９２円 ３割： ４３８円
	Ⅲ 介護職員のうち介護福祉士の割合が４ ０％以上、または、勤続７年以上の常 勤職員の割合が３０％以上のいづれか に該当する場合	要介護者 ６単位/回	１割： ６円 ２割： １２円 ３割： １８円
		要支援１ 事業対象者 ２４単位/月	１割： ２５円 ２割： ４９円 ３割： ７３円
		要支援２ 事業対象者 ４８単位	１割： ４９円 ２割： ９８円 ３割： １４６円
中重度ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定行政機関へ事前届け出をした場合 (１日につき)	４５単位	１割： ４６円 ２割： ９２円 ３割： １３７円
認知症加算	通常の人員基準より手厚い職員配置に加え、専従の認知症に係る研修修了者を配置した場合（１日につき）	６０単位	１割： ６１円 ２割： １２２円 ３割： １８３円

生活機能向上 連携加算Ⅰ	ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言する場合	100単位	1割：102円 2割：203円 3割：305円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	訪問・通所リハもしくはリハを実施している医療提供施設（200床未満）のリハビリ専門職員が、事業所を訪問し、事業所職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成することにより算定（1月につき）	200単位	1割：203円 2割：406円 3割：609円
A D L維持等加算Ⅰ	① 利用者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上である場合 ② 利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がA D L値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合（CHASEヘデータ提出とフィードバックの活用） ③ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L値から利用開始月に測定したA D L値を控除して得た値に、初月のA D L値や要介護認定の状況に応じて一定の値を加えたA D L利得（調整済みA D L利得）の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のA D L利得を平均して得た値が、1以上である場合	30単位	1割：31円 2割：61円 3割：92円
A D L維持等加算Ⅱ	上記加算Ⅰの①と②の要件を満たす場合 評価対象利用者のA D L利得を平均して得た値（加算Ⅰの③と同様に算出した値）が3以上である場合	60単位	1割：61円 2割：122円 3割：183円
一体的サービス提供 加算	・運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。 ・運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせることを評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う（1月につき）	480単位	1割：487円 2割：974円 3割：1,461円
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能向上を目的とし、共有の課題を有する複数の利用者グループに対して活動を行った場合（1月につき）	100単位	1割：102円 2割：203円 3割：305円
介護職員等処遇改善 加算	当該加算の算定要件を満たす場合における、介護職員の処遇を改善するための加算 ※2024年6月より変更。介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は当該加算へ一本化	加算Ⅰ：上記基本部分と各種加算減算の合計の24.5% 加算Ⅱ：上記基本部分と各種加算減算の合計の22.4% 加算Ⅲ：上記基本部分と	

		各種加算減算の合計の18.2% 加算Ⅳ：上記基本部分と 各種加算減算の合計の14.5%
--	--	---

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本単位	利用者負担金
事業所と同一建物に居住する利用者への減算※	当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から減算前の単位数を用いる	要介護者 - 9 4 単位/回	1 割：- 9 6 円 2 割：- 1 9 1 円 3 割：- 2 8 6 円
		要支援 1 事業対象者 - 3 7 6 単位/月	1 割：- 3 8 2 円 2 割：- 7 6 3 円 3 割：- 1, 144 円
		要支援 2 事業対象者 - 7 5 2 単位/月	1 割：- 7 6 3 円 2 割：- 1, 525 円 3 割：- 2, 288 円
送迎なし減算	居宅と通所事業所との間の送迎を行わない場合（片道につき）	- 4 7 単位	1 割：- 4 8 円 2 割：- 9 6 円 3 割：- 1 4 3 円
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合（令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。）	所定単位数の - 1 %	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合	所定単位数の - 1 %	

（注）※印の減算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（３）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、１回につき 5 5 2 円（税別）の食費をいただきます（利用日をキャンセルされた場合もご負担をいただきます）。
おやつ代	おやつ提供を受けた場合、１回につき 1 0 0 円（税別）のおやつ代をいただきます（利用日をキャンセルされた場合もご負担をいただきます）。

おむつ代	おむつの提供を受けた場合、１枚につき９０円～２００円（税別）の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）、レクの材料費などについて、費用の実費をいただきます。

（４）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要ですが、材料発注の都合上、利用予定日の食費・おやつ代はご負担をいただきます。

（５）支払い方法

上記（１）から（４）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月の請求書と同封させていただきます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 横浜銀行 瀬谷支店 （普） 1426336 プラウドライフ株式会社 代表取締役 峰山正樹 * 振込手数料はお客様ご負担となります。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

１０．事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、家族等に早急に連絡を行い、必要な措置を

講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。このため、次の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 保険の種類 賠償責任保険（施設所有管理者、生産物、受託者）
- ・ 保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

1 1. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 027-226-5880 面接場所 当事業所の相談室
プラウドライフ(株) 苦情相談窓口	電話番号 0120-913-880 ※土日祝以外 受付時間 月～金・祝日 10:00～17:00

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	前橋市役所介護保険課	電話番号 027-898-6132
	群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号 027-290-1323

1 2. 個人情報の保護

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人から同意を得るものとします。

1 3. 秘密保持

事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。また、退職後においても遵守します。

- 2 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員及び居宅サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （１）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- （２）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。貴重品の持ち込みにつきまして、利用中は事務所で預かりすることもできますので、お声掛けください。金銭、品物の授受はご遠慮ください。

特に、食べ物については、持病やアレルギーなどで命の危険を伴う場合がございます。

- （３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに

